

## 仙台市消防団協力事業所表示制度実施要綱

(平成20年12月26日消防局長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、仙台市の消防団に積極的に協力している事業所、学校又はその他の団体に対して、消防団協力事業所表示証及び消防団協力事業所認定証を交付するために必要な事項について定め、もって地域における消防防災力の充実強化の一層の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 事業所、学校又はその他の団体をいう。
- (2) 従業員等 事業所等に正規の従業員として雇用され、又は、学生として大学、大学院若しくは専門学校に在学している者をいう。
- (3) 消防団協力事業所 仙台市長（以下「市長」という。）が消防団活動に協力している事業所等として認め、消防団協力事業所表示証及び消防団協力事業所認定証（以下「表示証等」という。）を交付した事業所等をいう。
- (4) 消防団協力事業所表示証 前号の消防団協力事業所に対して交付した表示証又は優良表示証（以下「表示証」という。）をいう。
- (5) 消防団協力事業所認定証 前第3号の消防団協力事業所に対して交付した認定証又は優良認定証（以下「認定証」という。）をいう。

(表示証等の交付申請等)

第3条 表示証等の交付申請又は推薦（以下「交付申請等」という。）は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 表示証等の交付を受けようとする者は、市長に仙台市消防団協力事業所表示証等交付申請書（別記様式第1）により申請するものとする。
- (2) 消防団長（以下「団長」という。）は、表示証等を交付することが適当であると認められる事業所等について、市長に仙台市消防団協力事業所表示証等交付推薦書（別記様式第2）により推薦することができるものとする。

2 交付申請等は、随時、受付けるものとする。

(消防団協力事業所の区分)

第4条 消防団協力事業所の区分は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 協力事業所
- (2) 優良協力事業所  
(認定基準等)

第5条 市長は、交付申請等があったときはこれを審査し、消防関係法令に係る重大な違反がなく、次の各号に定める基準に適合していると認めるときは、消防団協力事業所として認定するものとする。

- (1) 協力事業所は、次のいずれかに適合している事業所等とする。

- ア 従業員等のうち2名以上が本市の消防団員であること
- イ 消防団活動に積極的に協力し、地域の消防防災力の充実強化に寄与していること

- (2) 優良協力事業所は、協力事業所のうち、4名以上の従業員等が本市の消防団員であること  
(表示証等の交付)

第6条 市長は、前条の規定により認定を行ったときは、その区分毎に次の各号に定める表示証等を交付するものとする。

- (1) 協力事業所
  - ア 表示証(別記様式第3)
  - イ 認定証(別記様式第4)
- (2) 優良協力事業所
  - ア 優良表示証(別記様式第5)
  - イ 優良認定証(別記様式第6)

2 認定証の有効期間は、認定の日から翌年度の年度末までとする。

3 市長は、前項に規定する有効期間末日前30日以内に前条の規定に適合していることを確認したときは、認定を2年間更新することができるものとし、以後同様とする。

4 市長は、前項の規定により認定を更新したときは、認定証を交付するものとする。  
(表示証等の表示)

第7条 消防団協力事業所は、交付された表示証を有効期間に限り、当該事業所等の見えやすい場所に表示することができるものとする。

ただし、事業所等が認定を取り下げたとき又は市長が認定を取り消したときは、表示証等を表示することができないものとする。

2 消防団協力事業所は、表示証の寸法を同率に拡大又は縮小して、事業所のパンフレット、チラシ、ポスター、看板、ホームページ等に表示することができるものとする。  
(表示証等交付整理簿への記録)

第 8 条 市長は、表示証等を交付するときは、消防団協力事業所表示証等交付整理簿（別記様式第 7）に必要事項を記録するものとする。

（表示証等の返還）

第 9 条 事業所等が認定を取り下げたとき又は市長が次のいずれかに該当することにより認定を取り消したときは、事業所等は、速やかに表示証等を市長へ返還しなければならない。

- (1) 消防団協力事業所が事業を廃止又は休止したとき
- (2) 第 5 条に規定する認定基準に適合しなくなったとき
- (3) その他表示証等を交付していることが適当でないと認めるとき

2 事業所等が認定を取り下げるときは、市長に仙台市消防団協力事業所認定取り下げ申請書（別記様式第 8）により申請させるものとする。

3 市長は、認定を取り消すときは当該事業所等に対し、文書で通知するものとする。

（協力事業所の公表）

第 10 条 市長は、消防団協力事業所の名称、消防団への協力内容等について、ホームページなどにより公表するものとする。

（その他）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、消防局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 21 年 2 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 11 月 1 日から実施する。